

事務連絡
令和元年8月5日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（告示）及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器（告示）の施行について」の一部改正について」の一部訂正について

令和元年7月24日付け薬生発0724第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（告示）及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器（告示）の施行について」の一部改正について」の別添の一部に誤りがありましたので、下記のとおり訂正します。

つきましては、貴管内関係業者、関係団体に周知をよろしくお願い致します。

記

別添

訂正前	訂正後
血液脈波検査装置	血圧脈波検査装置

以上

問合せ・連絡先

医療機器審査管理課 03-3595-2419

陣内 凱 jinnai-gai@mhlw.go.jp